

霧島市条例第24号

令和3年10月11日

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第10条」を「第11条」に、第39条中「第11条」を「第12条」に、第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

別表田口団地の部に次のように加える。

霧島市霧島田口845番地2	木造2階建	4	令和3
---------------	-------	---	-----

附 則

この条例は、令和4年3月1日から施行する。